

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 組織改編に伴い、所要の改正を行います。
- 2 民法の一部改正に伴い、かし担保の名称及び取扱いについて、所要の改正を行います。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行します。